

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

【村上地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
生涯学習 推進センター	調理実習室	午前、 午後、 夜間	500	150	1時間	350	生涯学習課 社会教育推進室 (53-2446)
	大会議室		750			400	
	中会議室、講座室		500			250	
	小会議室、和室1(10畳)、 和室2(12.5畳)		250			200	
	多目的ホール		750			450	
	音楽室、創作室		500			300	
村上歴史文化館	一般展示(一般)	1回・ 1人	200	—	1回・ 1人	300	生涯学習課 社会教育推進室 (53-2446)
	一般展示(小中高生)		100			150	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅		500、250			750、350	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		1,000、500			1,300、600	
	一般展示(一般、小中高生・団体)		160、80			240、120	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅		400、200			600、300	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		800、400			1,000、500	
	一般展示(一般)		200			300	
若林家住宅	一般展示(小中高生)	1回・ 1人	100	—	1回・ 1人	150	生涯学習課 文化行政推進室 (53-7511)
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅		500、250			750、350	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		1,000、500			1,300、600	
	一般展示(一般、小中高生・団体)		160、80			240、120	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅		400、200			600、300	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		800、400			1,000、500	
	和室	午前、 午後	800	50～150	1時間	300	
	展示室		1,600			500	
旧成田家住宅 旧岩間家住宅 旧嵩岡家住宅 旧藤井家住宅		午前、 午後	1,500～ 2,000	100	1時間	600	

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

【村上地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
郷土資料館	一般展示(一般)	1回・ 1人	300	—	1回・ 1人	450	生涯学習課 文化行政推進室 (53-7511)
	一般展示(小中高生)		150	—		200	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅	1回・ 1人	500、250	—	1回・ 1人	750、350	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		1,000、500			1,300、600	
	一般展示(一般、小中高生・団体)		240、120		1回・ 1人	360、180	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅		400、200			600、300	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		800、400			1,000、500	
教育情報センター	視聴覚ホール	午前、 午後、 夜間、 日中、 全日	10,200～ 30,600	—	1時間	4,000	生涯学習課 教育情報センター (53-7511)
	会議室(A)、会議室(B)		3,100～ 11,300			850	
	会議室2室		6,200～ 22,600			1,700	
	多目的研修ルーム		5,100～ 18,400			1,400	
	プラネタリウム (大人、高校生)	1回・ 1人	200	—	1回・ 1人	300	
	プラネタリウム(小中学生)		100			150	
	プラネタリウム (大人、高校生、団体)		160			200	
	プラネタリウム (小中学生、団体)		80			100	
村上体育館	アリーナ	1時間	1,000	—	1時間	1,500	生涯学習課 スポーツ推進室 (53-5122)
	アリーナ1/2		500			750	
	アリーナ 照明		500			750	
	アリーナ1/2 照明		250			350	
	ステージのみ		300			450	
	武道場		300			450	
	武道場 照明		100			150	
	アリーナ、武道場 (個人利用)		100			150	
	会議室、選手控室等	1室	200	100	1室	300	
	トレーニング室(個人利用)	1回・ 1人	100	—	1回・ 1人	150	

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

【村上地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)	
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)		
村上球場	野球場	1時間	500	—	1時間	変更なし		
山辺里体育館	アリーナ	1時間	500	—	1時間	変更なし	生涯学習課 スポーツ推進室 (53-5122)	
山辺里第二体育館	アリーナ 照明		200					
門前谷体育館	アリーナ(個人利用)	—	—	—	—	150		
上海府体育館	射場、的場	1時間	300	—	1時間	変更なし		
弓道場	射場、的場 照明		100					
瀬波テニスコート	テニスコート(1面)	1時間	400	—	1時間	600		
	夜間照明(1面)		300					
瀬波体育館	アリーナ	1時間	1,000	—	1時間	変更なし		
	アリーナ1/2		500					
	アリーナ 照明		500					
	アリーナ1/2 照明		250					
	ステージのみ		300					
	アリーナ(個人利用)		100					
村上多目的 グラウンド 岩船運動広場	グラウンド	1時間	300	—	1時間	変更なし		
山辺里グラウンド	ゲートボール場	1面	100	—	1面	変更なし	生涯学習課 スポーツ推進室 (ブルボンスケート パーク村上) (53-8802)	
	グラウンド	—	無料					
門前谷グラウンド	グラウンド	—	無料	—	—	変更なし		
三面川東河川公園	広場	—	無料	—	—	変更なし		
スケートパーク	アリーナ(大人、個人利用)	1回・ 1人	500	—	1回・ 1人	750 300 300 150 150 100		
	アリーナ(小人、個人利用)		200					
	トレーニングコーナー、ボルダリング(大人、個人利用)		200					
	トレーニングコーナー、ボルダリング(小人、個人利用)		100					
	ランニングコース(大人、個人利用)		100					
	ランニングコース(小人、個人利用)		50					
	アリーナ(占用利用、スケートボードの練習若しくは大会又はスポーツ、体育若しくはレクリエーション)	1時間	4,000	—	1時間	7,000 2,200 2,200 変更なし		
	トレーニングコーナー(占用利用、スラックラインの練習、大会若しくは教室又はレクリエーション)		2,000					
	ボルダリング(占用利用、練習、大会若しくは教室又はレクリエーション)		2,000					
	ランニングコース(占用利用、練習、大会若しくは教室又はレクリエーション)		1,000					
	多目的室(占用利用、会議若しくは教室レクリエーション)	—	300	—	1時間	500		

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。
※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、
割増しがある施設があります。

【村上地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
村上小学校 村上南小学校 山辺里小学校 村上第一中学校 村上東中学校 岩船中学校	体育館 教室	1時間	500	200	1時間	1,050	学校教育課 未来の学校創造室 (75-8033)
			100	—		150	
岩船小学校 瀬波小学校	体育館 教室	1時間	300	200	1時間	750	
			100	—		150	
岩船地域 コミュニティセンター	1階研修室、調理室、講義室	午前、 午後、 夜間	500	50~150	1時間	250	
	会議室		1,000			350	
	2階研修室		250			200	
上海府地域 コミュニティセンター	調理室	午前、 午後、 夜間	500	50~150	1時間	250	市民課 自治振興室 (75-8926)
	講義室		250			200	
	会議室		500			350	
瀬波地域 コミュニティセンター	研修室、調理室	午前、 午後、 夜間	500	50~150	1時間	250	
	談話室、音楽室、相談室		250			200	
	会議室		500			350	
老人福祉センター (あかまつ荘)	市内60歳以上	1回・ 1人	300	50~150	1回・ 1人	350	介護高齢課 高齢者支援室 (75-8935)
	その他		400			450	
	小学生		—			100	
	市内60歳以上 (20→10人以上)		250			300	
瀬波児童館	広場、多目的広場、学習室、図書室	1時間	200	150	1時間	350	こども課 子育て支援室 (75-8939)
勤労者総合福祉センター (クリエート村上)	多目的ホール	1時間	500	300	1時間	800	
	第一会議室		200	350			
	第二会議室(全面)		400	550			
	第二会議室(半面)		200	150	—	—	
	第一教養文化室		300		1時間	450	
	第二教養文化室		200			350	
定期市場	定期市場 間口2m→3mまで(定期利用)	月額	800	—	月額	1,000	地域経済振興課 経済振興室 (75-8942)
	定期市場 間口1mまで(臨時利用)	1回	130		1回	150	
	定期市場 間口2m→3mまで(臨時利用)		200			300	
	定期市場 間口3mまで(臨時利用)		270			300	
臨時市場	臨時市場 1口当たり	1回	1,000	—	1日	1,000	
村上駅前 観光案内所	多目的ルーム	1時間	100	—	1時間	500	観光課 観光交流室 (75-8943)
	物産販売スペース	年額	24,000		月額	3,000	
町屋造観光案内所	物産販売スペース	月額	2,000	—	月額	3,000	

【村上地域】

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
村上市民 ふれあいセンター	大ホール(平日)	1時間	5,500	2,200	1時間	7,700	観光課 観光交流室 (75-8943)
	大ホール(休日)		8,000			10,200	
	大ホールステージ		2,000			3,100	
	和室会議室(1)、和室会議室(2)、リハーサル室		500			700	
	楽屋(1)、楽屋(2)、楽屋控室、楽屋事務室		300			450	
	研修、会議室(1)		1,000			1,300	
	研修、会議室(2)		700			1,000	
	ふれあいホール		1,200			2,550	
	ふれあいギャラリー		100			600	
	ホワイエ		600			1,100	
	応接室		—			700	
三面川休憩所	1階、2階	午前、午後	800	—	1時間	150	
イヨボヤ会館	一般	1回・1人	600	—	1回・1人	700	農林水産課 林業水産振興室 (53-3368)
	一般、団体		500			600	
	共通(一般、小中高生) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		1,000、500			1,300、600	
	共通(一般、小中高生・団体) :郷土資料館、村上歴史文化館、若林家住宅、イヨボヤ会館		800、400			1,000、500	
村上農村環境 改善センター	和室会議室、大会議室	午前、午後、夜間	800	150	1時間	450	農林水産課 農業振興室 (53-3369)
	農業情報室、調理実習室		800			400	
	営農相談室		800			300	
海府ふれあい広場	体験交流室(和室)1部屋 20畳	1日	4,000	—	1時間	500	農林水産課 農業振興室 (53-3369)
	体験交流室(和室)2部屋 40畳		7,000			850	

減免基準の見直し

各団体の減額・免除区分のお問い合わせは、各施設のお問い合わせ先にお願いします。

区分	見直し基準
10割免除	市(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業で利用するとき(後援は除く)
	市以外の官公署が利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき
5割減額※	施設の設置目的に応じ、各施設の設置目的固有の使用団体が利用するとき
	市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき

※令和10年3月31日まで「5割減額」は「6割減額」とします。